

教 育 長 室

議案第64号

港区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例について

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）等が改正され、国が行う奨学金制度において、出生して間もないため扶養親族に該当しない生計維持者の子等についても、多子世帯の判定の基準に含めることとなりました。

これを踏まえ、区が行う給付型奨学金制度において、多子世帯に該当する世帯の範囲を国が認める範囲まで広げることで、学生等の更なる支援につなげるため、港区奨学資金に関する条例（昭和34年港区条例第5号）の一部を改正します。

1 改正内容

（1）多子世帯に該当する世帯の判定基準の拡充

多子世帯に該当する世帯の判定の基準に、「扶養親族に準ずる者として区長が認める者」を加えます。

なお、「扶養親族に準ずる者として区長が認める者」は、以下のとおりです。

- ① 新たに出生した生計維持者の実子
- ② 生計維持者の養子
- ③ 生計維持者（里親）に委託された子ども
- ④ ①～③のほか、生計維持者と生計を一にしていると認められる者

（2）その他規定の整備

条例の条文中で引用している法律等の条項番号を変更します。

2 施行期日

公布の日

3 適用期日

1 （1）については令和7年4月1日

港区奨学資金に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
(前略) (奨学生の資格) 第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の要件を備えなければならない。 一・二 (略) 三 次のいずれかに該当すること。 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(同条に規定する中等教育学校の後期課程及び同条に規定する特別支援学校の高等部を含む。)若しくは高等専門学校(第三学年に限る。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(以下このイにおいて同じ。)の高等課程又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。)を卒業する見込み若しくは修了する見込み又は卒業後若しくは修了後二年以内(これらに準ずる場合を含む。)で、初めて大学等(奨学金の給付を受ける者(以下「給付奨学生」という。)にあつては確認大学等(法第二条第四項に規定する確認大学等をいう。以下同じ。))に入学す	(前略) (奨学生の資格) 第二条 奨学金の貸付け又は給付を受ける者(以下「奨学生」という。)は、次の要件を備えなければならない。 一・二 (略) 三 次のいずれかに該当すること。 イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する高等学校(同条に規定する中等教育学校の後期課程及び同条に規定する特別支援学校の高等部を含む。)若しくは高等専門学校(第三学年に限る。)、同法第二百二十四条に規定する専修学校(以下このイにおいて同じ。)の高等課程又は同法第三百三十四条第一項に規定する各種学校の高等課程(専修学校の高等課程に準ずる課程をいう。)を卒業する見込み若しくは修了する見込み又は卒業後若しくは修了後二年以内(これらに準ずる場合を含む。)で、初めて大学等(奨学金の給付を受ける者(以下「給付奨学生」という。)にあつては確認大学等(法第二条第三項に規定する確認大学等をいう。以下同じ。))に入学す

る者であること（高等専門学校の第四学年に進級する者である
ことを含む。）。

ロ（略）

四・五（略）

（中略）

（奨学金の給付額及び給付期間）

第三条の二 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、
当該各号に定める表のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学
生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の
学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給
又は法第四条第一項の規定による授業料の減免（以下この項におい
て「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学
金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることが
できる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額
を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、
これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。

一（略）

二 多子世帯（生計維持者の扶養親族（当年度分（四月分から九月
分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）
の区市町村民税に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、

る者であること（高等専門学校の第四学年に進級する者である
ことを含む。）。

ロ（略）

四・五（略）

（中略）

（奨学金の給付額及び給付期間）

第三条の二 奨学金の給付額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、
当該各号に定める表のとおりとする。ただし、独立行政法人日本学
生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項の
学資支給金（以下この項において「学資支給金」という。）の支給
又は法第八条第一項の規定による授業料の減免（以下この項におい
て「授業料減免」という。）を受ける資格を有する者に対する奨学
金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることが
できる学資支給金の支給額及び授業料減免の額の年当たりの合計額
を十二で除して得た額（その額に百円未満の端数が生じたときは、
これを百円に切り上げた額）を控除した額とする。

一（略）

二 多子世帯（生計維持者の扶養親族（当年度分（四月分から九月
分までの給付額を決定する場合にあつては、前年度分。以下同じ。）
の区市町村民税に係る生計維持者の扶養親族（当該生計維持者が、

当該区市町村民税の所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合に於ては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）及びこれに準ずる者として区長が認める者の数の合計が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。）における生計維持者の扶養親族である者 別表第二

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第二項第四号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額（所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、地方税法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯又は十九万九千六百円以上三十一万二千九百円未満の多子世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

一 八 （略）

3 区長は、前二項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資

当該区市町村民税の所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二百九十二条第一項第二号に規定する所得割をいう。次項において同じ。）の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない場合に於ては、これに準ずる者として適切と認められる者）をいい、生計維持者のいずれかの尊属である者及び扶養する生計維持者の年長者である者（生計維持者のいずれかの子である者を除く。）を除く。）の数が二以上である世帯をいう。次項、別表第二及び別表第四において同じ。）における生計維持者の扶養親族である者 別表第二

2 公示対象学部等（大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第六号）第十条第三号イ(1)に規定する公示対象学部等をいう。）に在学する者（当年度分の区市町村民税のうち所得割課税額（所得割の額（この所得割の額を計算する場合には、区規則で定めるところにより、地方税法の規定を適用するものとする。）をいう。以下同じ。）が零円以上十九万九千六百円未満の世帯又は十九万九千六百円以上三十一万二千九百円未満の多子世帯に属する者に限る。）に対する奨学金の給付額については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を前項に規定する給付額に加算するものとする。

一 八 （略）

3 区長は、前二項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資

金を、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める表のとおり給付することができる。ただし、<u>法第四条第一項の規定による入学金の減免（以下この項において「入学金減免」という。）</u>を受ける資格を有する者に対する当該資金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる入学金減免の額を控除した額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。 一・二（略） 4（略） （後略） 付 則 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の港区奨学資金に関する条例（以下「改正後の条例」という。）<u>第三条の二第一項第二号の規定は、令和七年四月一日から適用する。</u> 2 改正後の条例第三条の二第一項第二号の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の港区奨学資金に関する条例<u>第三条の二第一項及び第三項の規定に基づいて給付された奨学金は、改正後の条例第三条の二第一項及び第三項の規定による奨学金の内払とみなす。</u>	金を、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める表のとおり給付することができる。ただし、<u>法第八条第一項の規定による入学金の減免（以下この項において「入学金減免」という。）</u>を受ける資格を有する者に対する当該資金の給付額については、同表に定める額から当該者が受けることができる入学金減免の額を控除した額（その額に百円未満の端数が生じたときは、これを百円に切り上げた額）とする。 一・二（略） 4（略） （後略）
---	---